

物 品 供 給 契 約 書 (案)

供給すべき物品の表示

重油 J I S 1種1号

発注者 国立大学法人帯広畜産大学（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）の間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、下記の金額で供給契約を結ぶものとする。

第1条 契約単価は、10金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

第2条 乙は甲に対し、別紙仕様書に基づき、物品の供給をするものとする。

第3条 この契約において、乙が履行すべき納付内容は、仕様書及び入札に際し提出した入札物品の仕様書その他の書類で明記されたものとする。

第4条 物品の発注及び納入は、次により行うものとする。

(1) 発注は、帯広畜産大学経理課から直接乙に対し納入する数量、日時及び場所を指定し行うものとする。

(2) 乙は、注文を受けたときは、帯広畜産大学経理課の指定する場所に納入するものとする。

(3) 納品書は、納品の都度帯広畜産大学経理課に提出するものとする。

第5条 物品の納入期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第6条 代金は、毎月払いとし、甲が適正な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

第7条 請求書は帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

第8条 乙は納入物品の遅延及び規格の異なる物品の納入、その他契約の不履行があった場合は、一切の責任を負うものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 市況の大幅な変動等により契約単価を変更しなければならない事由が生じた時は、甲・乙協議の上、単価を変更することができるものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程によるものとする。

第12条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合、双方協議の上、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西2線11番地
国立大学法人帯広畜産大学
契約担当役 事務局長 藤 波 豊 彦

乙